

会 議 録

1 会議名

平成27年度 第1回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について（公開）
- (2) 施設使用料の減免基準の見直しについて（公開）
- (3) 平成26年度地域活動支援事業変更申請について（公開）
- (4) 高田区地域協議会第5回懇談会について（公開）
- (5) 平成27年度高田区地域協議会委員研修について（公開）

3 開催日時

平成27年4月20日（月）午後6時30分から午後8時48分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員：西山要耕（会長）、高野恒男（副会長）、野本韶一（副会長）、井上紀子、
浦壁澄子、小川善司、北川 拓、栗田祥子、小嶋清介、柴田幸男、
杉本敏宏、高野 誠、田中昭平、宮崎 陽、山田 昇、吉田昌和
- ・事務局：南部まちづくりセンター 橋本センター長、槇島係長、小林主事
行政改革推進課 佐々木課長、山田副課長、笛田主任
財政課 柳澤課長

8 発言の内容

【槇島係長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は西山会長が務めることを報告

【西山会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：高野副会長、北川委員に依頼

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【橋本センター長】

資料により説明

【西山会長】

事務局の説明について質疑を求めるが質疑なし。

続いて、報告(1)「第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について」行政改革推進課と財政課に説明を求める。

【行政改革推進課 佐々木課長、財政課 柳澤課長】

第5次上越市行政改革推進計画ほか、地域協議会説明資料により説明

【西山会長】

質疑を求める。

【杉本委員】

第5次総合計画を決めるとき、市の将来都市像について第4次総合計画との比較でどうかの議論が市議会であった。5～8年で将来都市像が変わっていくと、市で求めているものが分からなくなると私は思うがどうか。

また、第6次総合計画は第5次総合計画の総括を踏まえて作られなければおかしいが、総括をしたのか。

【行政改革推進課 佐々木課長】

第6次総合計画は当課は所管外であるので、ここでは責任ある回答は困難である。第4次行政改革大綱の総括を踏まえた第5次行政改革大綱の考え方については、平成26年度決算の中で整理し公表する予定である。

【高野 誠委員】

収支の均衡を目指すということについて、均衡とは借金を除いて収入と支出のバランスがとれる状態という理解でよいか。また、政府が言うマネーサプライとの関係はどうなっているか。

100億円の財政調整基金がある自治体に交付金の交付が明確になっているのか。
もう1点、いわゆる優良債について。例えば10年国債は史上最低の利率となっているが、この状態が続くという想定で優良債の利率も考えているのか。

【財政課 柳澤課長】

収支の均衡とは、財政調整基金の取り崩しを含めた収入と支出とがイコールになる状態と考えている。財政調整基金繰入金も重要な収入の一つとして考えている。

財政調整基金の多寡と交付金は切り離して考えていただいてよい。

説明した優良債とは、償還する金額が国の普通交付税の算定に算入され、後年度一部が還ってくるものをいっている。借り入れ時の利率も、入札で一番有利な金融機関から借りている。

【宮崎委員】

合併が市の財政を悪くしたと考える。合併の5年前に市が作った行財政計画を根拠に合併を反対してきた経緯がある。この計画により出されたものが合併後10年の中でどうなったか検証すべきだ。合併しないでやっていけものを、合併によりふりだしに戻ったと捉えている。

【北川委員】

別紙資料1の第2次財政計画概要の2(2)普通交付税交付額の推移について、H26～28年の第1次財政計画の計画額はどれくらいか。

【財政課 柳澤課長】

後ほどお答えする。

【小嶋委員】

普通交付税交付額の推移で、平成29年度まで人口20万人の中で推移していくとの説明だったが、この少子高齢化の中で人口は当然減ってくると予測しなければならない。それについてどのような数値をもっているのか。もう一点、事務事業の総点検、歳出入の推移の中で事業が減ってくれば、それに対する人件費も減らないといけない。それをどのように減らしていくのか。事業については分かるが、人件費については見えない。

【財政課 柳澤課長】

人口20万人で一本算定といったのは、20万都市の一市ということで申し上げ

た。今後上越市も人口減少が見込まれるが、人口が減っていく場合には、当然交付税算定基準の数値に反映される。市の企画部門で計算している人口減少の推移を基に交付税算定額を計算し載せている。

人件費については、市で策定した定員適正化計画により一般会計で賄うものについて、平成27年度1,737人を平成34年度には1,579人まで減少させるとしており、これにより人件費を計算している。

【行政改革推進課 山田副課長】

定員適正化計画について資料は配っていないが、総合計画と同じ平成27年度から平成34年度までを計画期間としており、平成26年4月1日時点の職員数1,981人を、平成34年4月1日には目標数1,789人に、この間192人の正職員削減を計画に組み込んでいる。

【西山会長】

予定時間が過ぎているので、挙手した2委員の質問で終了する。

【山田委員】

行政改革の取り組みで生まれる金額と、交付税の算出方法が変更になって出てくる金額、また行政改革による人員配置計画で生み出される財源についても教えてほしい。

【山田副課長】

定員適正化による人件費削減効果は4年間で約10億円、また34年度までの8年間で約92億円の削減を見込んでいる。また事業の見直では、行政改革の計画期間は30年度までとしているため、30年度までの4年間で大体26億円となっている。

【財政課 柳澤課長】

交付税の復元による影響額は、資料の普通交付税交付額の推移にあるとおり、32年度の例では240億円と197億円の差が43億円となっており、29年度から32年の4年間合計で約94億円になる。これが交付税の復元で見込まれる試算額である。

【杉本委員】

今まで減るものとして計画していた交付税が、このように復活するということで

ある。今までの計画では、市民に負担を増やすようなものもたくさん盛り込まれていたが、これだけ復活すると、その市民に影響を及ぼすような部分を元に戻すことができるほどお金が増えるのではないかと思うが、このあたりをどう見直すのかというのが一点。私が市議会議員になった頃、国の交付税の総額は2.5兆円くらいあったと思うが、今は1.5から1.6兆円くらい、交付税以外の手当て分を入れても2.0兆円にいかない。国はもっと減らすという方向だと思うが、それを見込んでいるのかどうかというのが二点目。建物の老朽化に伴って改築等、八百超の個々の施設についてそれぞれ検討して年次計画を作っているのかどうか。以上三点について。

【財政課 柳澤会長】

一点目の交付税の復元分の使途について、復元といっても当初見込みの財源不足額を交付税だけで補うことはできない状況である。したがって、今後とも財政調整基金を繰り入れないと予定している事業が実施できない。復活する交付税で個々の事業をどうこうするというのではなく、歳入全体の中で財源復活分として計上し、歳出は行政改革の取組を反映した個々の計画として計上しているところである。二点目の国の交付税総額についてはおっしゃるとおり1.6兆円から1.8兆円である。国税の一定割合を交付税の原資とする、いわゆる入口ベースといわれるものだけでは、当然全国の市町村が受け取る額には程遠く、国も財源が不足している状況である。そのため地方が起債をし、いわゆる借金をして交付税の代わりとし、その借金の元金償還分が後に交付税で支払われるという、いわゆる臨時財政対策債の発行で措置されている。臨時とはいっても既に10年以上使い続け、国も頭の痛いところであると思われる。一方、国の財源不足による交付税の減額分をどう見込んでいるかという質問については、今のところ国のこうした措置が継続されることを見込んだ計算で交付税の額を算出している。

【行政改革推進課 山田副課長】

建築物の老朽化による、それぞれの年次計画があるかとの質問について、各所管課の担当であるが、多分ごくわずかあると思われる。冒頭説明した各種計画の中では5年から10年の間で何をどうするかということはあるが、建築物の耐用年数を加味したものは基本的にはないと思われる。その辺は国のほうで28年度までに全自治体に対して方向性を決めるようにとの指示がでており、上越市はじめ各自治体

がそれに基づく「公共施設等総合管理計画」の策定に向かっている。今後はそれぞれ個別の施設について計画を進める方向に動いていることをご理解願いたい。

【行政改革推進課 佐々木課長】

今回の計画はどちらかというと箱物で、この「公共施設等総合管理計画」は、箱物以外の道路や上下水道など含めたインフラすべての固定資産の棚卸となるものであり、今後は償却などを加味したものとセットで、全固定資産に対して管理がなされるような計画が今後動き始めるというような整理である。

【西山会長】

時間となったので一旦終了する。なお質問がある場合はセンターへ書面にて願います。

【財政課 柳澤課長】

先ほどの北川委員の質問の、第1次財政計画における普通交付税の数値について、平成28年計画は246億円、平成27年計画では276億円である。いずれも最新の数値、状況で計算した部分を多く見ており、今回はこれを下げたことから、資料のグラフには記載していない。また26年は当初予算の数値に合わせ263億円で記載している。

【西山会長】

報告事項（1）を終了する。

続いて報告事項（2）「施設使用料の減免基準の見直しについて」について、行政改革推進課に説明を求める。

【行政改革推進課 佐々木課長】

地域協議会説明資料 別紙資料4により説明

【西山会長】

質疑を求める。

【高野副会長】

施設使用料の減免団体の登録制について、制度利用に不正があった場合など、これにそぐわない団体の場合、取り消すことを考えていないのか。

【行政改革推進課 佐々木課長】

登録制については、まだ懇談会での意見の段階であるが、仮に登録制となる場合、

その登録団体の目的等に応じ、減免する施設を限定することも考えている。減免申請の際は登録証の提示と合わせ、利用目的と利用施設を吟味する予定で、不正利用のチェックも想定している。また、そのチェックから外れ不正利用をした場合の対応についても検討をいく予定である。

【高野副会長】

申請と実際の利用は違っていたという場合もある。それが非常に心配である。この懇談会の意見にもそのような内容が含まれているので、しっかりとした確認、把握をお願いする。

【浦壁委員】

懇談会で集約された意見はもっともだと思う。資料では、今年の10月から新たな減免基準を適応することを目指すとなっている。懇談会の意見を入れることは当然だが、慎重な見直しのためにどの分野から委員が出ているか、委員選定の公平性から始めていただきたい。

【行政改革推進課 佐々木課長】

公の施設の使用料、利用料金の10月改定に合わせるということが我々としての目標である。一定程度の関係機関、関係者等に説明し、いただいた御意見等も踏まえた見直しを予定している。具体的には当課で改めて整理した上で、例えば体育協会など利用が多い団体に利用状況等の確認も合わせ話をうかがい精査したい。

【浦壁委員】

スポーツ関係から委員が多く出て意見も多いことは分かるが、そのほかにいろいろな団体がある。例えば消費者協会の場合でも、会議とか講演会とかいろいろな活動の種類があるので、幅広い意見の取り入れるための公平な委員の選定をお願いしたい。

【行政改革推進課 佐々木課長】

今回の説明は、いろいろな意見をうかがいたいという部分もある。今のお話についても参考にさせていただき、検討していきたい。

【杉本委員】

私も登録制については疑問である。登録団体が必ずしも減免対象の利用をしていとは限らない。登録証ありきの減免では、登録証がない団体にとっては困る。私は

減免対象とする利用目的により減免をするということに限ったほうがいいのではないかと思う。登録証を発行すると、もらえない団体ともらった団体の間の不平不満の問題が出てくる。例えば、以前私の運営していた山岳会で減免申請をした際に、体育協会へ加盟していなかったため減免が受けられないことがあった。減免を受けるため体育協会に加盟するという例も昔はあった。個々の組織が個別に減免を受けられるような制度を検討いただきたい。

【行政改革推進課 佐々木課長】

参考にさせていただく。

【吉田委員】

私は妙高市の減免対象の登録証明書を持っている。登録すれば利用時の手続きは簡素になるため、登録団体についてはよいと思う。

【行政改革推進課 佐々木課長】

参考とする。

【西山会長】

私のほうから質問する。スポーツ施設などでなく、例えば水族館のような施設の入館料についても減免対象に含まれるのかどうか聞きたい。新潟市では市外の福祉施設の申請に対しても、マリニピア日本海などの施設は全て減額か無料となり、やさしいまちだと思っている。50パーセントとか100パーセント取るというのでは、上越市のイメージとは違うのではないかと思う。資料では上越市の人の申請でないと市外の人が割引の対象にならないというふうに読めるので、市外からの福祉や健康増進とかの目的での利用についても含めてどのように考えているか聞きたい。

【行政改革推進課 佐々木課長】

施設の利用料金改定に合わせ減免の見直しを行ったのは、利用料金を改定しても減免されると、改定が施設の維持管理経費等に反映されないということが理由である。この考え方では、誰に対して何をどこまでという話になると思う。今回の整理は、体育館のようなスポーツ関係施設や会議室等の貸館である。それは、希望しても利用ができない、或いはキャンセル待ち、もしくは減免があるため複数日を予約して、当日、天候によりキャンセルするような状況があり、まずそのようなところから整理したいからである。また福祉に関しては、懇談会でも一定程度福祉の目線

の区分も検討されている。ただ、ご意見としては承るが、おっしゃるところまで拡充できるかどうかは、議論がされていくかと思っている。

【西山会長】

浦壁委員のいうとおり、委員には福祉系の方とかがメンバーに入っておらず疑問であった。そういう方が減免で利用されるのは多いと思うので、そういう方の意見がおおるようにしていただければと思う。

【北川委員】

福祉関係は別として、施設の維持管理費を確保しなければならない中では、基本的には減免はしないで、毎回或いは1回だけでも減免でなく、ある程度利用回数があるとか、定期的に利用する場合に限ってなど、施設や市への貢献度に応じて減免するというようにしてはどうかと考える。

【行政改革推進課 佐々木課長】

この点について、懇談会の中でも貢献とは何なのかという話があった。例えば、地域の子供のスポーツ活動で、地区や全国レベルを目指し、先頭に立って引っ張っていくということころか、または子供たちの心身の育成活動なのか等々、評価する部分は人によって分かれる。私としてはある程度はシンプルにしないと、不公平感というものが出てくると思っている。回数については一定の客観性も見られる中でご意見を加味しながら考えていく。

【西山会長】

報告事項（2）を終了する。なお質問のある場合はセンターを通じて照会する。

— 行政改革推進課、財政課退席 —

【西山会長】

報告事項（3）「平成26年度地域活動支援事業変更申請について」、事務局に説明を求める。

【橋本センター長】

資料No.1、平成26年度地域活動支援事業変更申請【高田区】により説明

【西山会長】

資料の説明について質疑を求めるがなかったので、原案のとおり承認することで委員全員の了承を得る。

続いて次第4、議題（1）「高田区地域協議会第5回懇談会について」について、担当グループで作成した実施計画（案）に基づき、代表委員の小川委員に説明を求める。

【小川委員】

資料No.2、「第5回懇談会実施計画（平成27年4月20日現在）（案）」により説明

【西山会長】

資料の担当グループに野本副会長の名前が抜けているので訂正、追加する。

質疑を求めるがなかったので、原案のとおり承認することで委員全員の了承を得る。

続いて。議題（2）「平成27年度高田区地域協議会委員研修について」、事務局に説明を求める。

【榎島係長】

資料No.3、「平成27年度高田区地域協議会委員研修について（案）」により説明

【西山会長】

質疑を求めるがなかったので、原案並びに今後の具体的な調整を正副会長に一任することを承認することで委員全員の了承を得る。

続いて事務局に事務連絡を説明を求める。

【橋本センター長】

資料No.4「平成27年度 地域活動支援事業 高田区審査・採択の基本的なルールについて」、資料No.5「審査・採択までのスケジュール（案）」、資料No.6「平成27年度高田区地域協議会の予定」により説明。

協議会の日程変更について了承を求める。

【西山会長】

協議会日程変更ほか原案のとおり承認することで委員全員の了承を得る。

【橋本センター長】

- ・ 次回の協議会：5月18日（月）午後6時30分～ 現会場
- ・ 平成26年度地域活動支援事業 事業結果概要書の送付と検証結果のとりまとめ

めについて（２回目）の提出依頼

- ・会議録の作成について、新年度から要旨をまとめた形に変更する。
- ・新年度の職員名簿を希望者に配布する。

【西山会長】

事務局からの説明に対して、質疑を求めたがなし。

別件で何か意見があるか求める。

【杉本委員】

南地区町内会長協議会総会で、新年度からの防犯灯LED化の補助制度について市から説明があり、若干紛糾した。この件について当協議会として意見書を出したが説明がない。本来意見書を出した協議会にその対応について説明があってしかるべきだと思う。町内会長協議会の説明も依頼に応じて行われたもので、市の姿勢としてはいかがなものか。高田区協議会よりの要望もあつての制度なので、当協議会にぜひ説明をしてもらいたい。

町内会長協議会で出た問題は、５月１５日から６月１０日までの募集で、３分の１補助、各１万円上限。対象は２０，０００灯ということで２億円くらい掛かる。これを５か年計画で行うということだが、本年度予算は２，０００万円とのことだった。これでは５年で１億円で半分しか出来ない計算である。また抽選となるため、漏れた場合は困るということ。もう一点、年度途中で切れた蛍光灯をLEDに替えるものは受け付けないということ。そんな制度では、我々が要望したものと離れた制度であり、改善も含め、我々の要望もいえるような場を設けてほしい。

【西山会長】

この件については、三役では補助要項を見たうえで、委員から要望があれば市から説明もらう考えであったが、杉本委員の発言を踏まえその方向で検討したいと思うがよいか。

【杉本委員】

言いたいのは、こちらから言わなくても市から説明したいというのが当然ではないかということ。

【西山会長】

早い時期に市に説明してもらうよう取り計らうことで委員全員の上承を得る。

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 0 2 5-5 2 2-8 8 3 1 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city. joetsu. lg. jp

1 0 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。